

令和4年11月25日招集

令和4年 第11回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第11回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第11回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年11月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番 大江 正好	2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林 光輝	6番 寒 河 江 一 浩	8番 高 岡 貞 雄
9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春
12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	17番 岡 田 和 敏	18番 瀬 野 幸 太 郎
19番 菅 原 繁 治		

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報第20号 農地の転用の制限の例外確認申請について

第 5 報第21号 農地賃貸借契約の合意解約について

第 6 議第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 7 議第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第 8 議第54号 事業計画変更承認申請について

第 9 議第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第 10 議第56号 農用地利用集積計画について

第 11 農地あっせん委員会の報告

第 12 農地転用委員会の報告

第 13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松 岡 義 朗	主任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第11回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番高岡茂雄委員、7番庄子裕絵委員、16番小野 博委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

11番吉田好春委員、12番岡田邦弘委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第10回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第20号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第56号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和4年、第11回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第20号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 13 番、申請者住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●●、●●●●●。

転用しようとする土地の表示、土地の所在：中央東一丁目●●●●●、地目：畑、
面積：498 m²の内 107 m²。土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農作業小屋を設置する
所要面積：農作業小屋 44 m²、農業用車両駐車場 35 m²、通路 28 m²。

以下、受付番号 14 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は 6 件です。

報第 21 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、
同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、
本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 55 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●。地目、登記簿：田、現況：
田、地積：353 m² 他 1 筆。賃貸人住所氏名：東根市本丸東●●●●●、●●●●●。
賃借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●● ●●●●●、解約後の利用：自己保全・第
三者に売却となります。

以下、受付番号 56 番から 60 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を
省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、20 件です。

議第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求
めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 90 番、土地の所在：大字野川字向原●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園
地、地積：2,948 m²。譲渡人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●●● ●●●●●、事由：労
力不足 経営面積：53 a。譲受人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●● ●●●●●、
事由：経営規模拡大、経営面積：57 a であります。

以下、受付番号 91 番から 8 頁の受付番号 107 番までの 17 申請は、記載のとおりであ
りますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、9 頁に記載のとおりでありますので、説明を省
略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号 108 番、土地の所在：大字蟹沢字三本檀●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：511 m² 他 2 筆。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、事由：労力不足、経営面積：132 a。借人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：94 a であります。

以下、受付番号 109 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 件です。

議第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係

受付番号 6 番、土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：661 m²。申請人住所氏名：村山市大字富並●●●● ●●●●、職業：農業。

転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、通路 他 で所要面積計が 661 m²であります。

以下、受付番号 7 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1 件であります。

議第 54 号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の、促進等に関する、事務処理について」 昭和 51 年 9 月 30 日付け、51 構改 B、第 1939 号、農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

14 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号 5 番、当初計画者住所氏名：尾花沢市大字母袋●●●● ●●●●、職業：無職。尾花沢市大字母袋●●●● ●●●●、職業：無職。尾花沢市大字母袋●●●● ●●●●、職業：無職。承継者住所氏名：東根市一本木一丁目●●●● ●●●●、職業：会社役員。承認を受ける土地の所在：宮崎五丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：679 m²。用途：当初 一般住宅、変更後 一般住宅となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。

議第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。16頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号 39 番、土地の所在：三日町二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：43 m²他3筆。譲渡人住所氏名：東京都世田谷区給田三丁目●●●● ●●●●、職業：無職。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●、職業：地方公務員。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、庭、通路 他。所要面積計が 242 m²、備考として所有権移転であります。

以下、受付番号 40 番から 17 頁の受付番号 43 番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

18 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第4条、第5条及び事業計画変更申請の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にして下さい。19 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、22 計画です。

議第56号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 36 番、土地の所在：大字荷口字将監野●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：1,156 m²。売人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用、移転時期：令和4年11月25日。対価、総額：700,000 円、支払方法：現金、支払期限：令和4年12月13日。引き渡し時期：令和4年12月14日、買人の耕作面積は262 a であります。

以下、受付番号 37 番から 41 番までの5申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 237 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,626 m²。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。借人住所氏名：

東根市本丸南二丁目1番33号 石井 隆。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和4年11月25日、終期：令和14年11月24日。賃借料：10aあたり10,394円、10年新規、借人の耕作面積は473aであります。

以下、受付番号238番から22頁の受付番号248番までの11申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、23頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。24頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権移転です。

受付番号249番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：4,929㎡の内2,500㎡他2筆。貸人住所氏名：東根市若木大通り●●●● ●●●●。（旧）借人住所氏名：東京都杉並区天沼三丁目●●●●、●●●●。（新）借人住所氏名：東根市若木三条通り●●●●、●●●●。種類：賃貸借権移転、利用目的：樹園地として利用。始期：令和4年11月25日、終期：令和9年2月23日。賃借料：10aあたり18,223円、残期間4年3ヶ月、借人の耕作面積は58aであります。

以下、受付番号250番から251番までの2申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権移転）は記載のとおりです。25頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号252番、土地の所在：大字長瀬字岡島●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：337㎡。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和4年11月25日、終期：令和14年11月24日。賃借料：無償、10年新規、借人の耕作面積は403aであります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりです。

以上で、報告案件2件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を11月17日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請18件、賃貸借権設定の許可申請2件、合計20件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る11月16日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号90番から93番及び96番から107番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号94番及び95番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが

受付番号108番及び109番の申請事由は経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を11月17日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請1件、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請5件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る11月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号5番については、一般住宅を整備するものとして5条許可を受けたものですが、当初の建築事業が諸事情によりとん挫したことから、別申請人への継承が行われたものがあります。

次に、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 6 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、市役所を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ) b」に該当

受付番号 7 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります

受付番号 39 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 40 番、41 番及び 42 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号 40 番及び 41 番については、集落に接続して一般住宅、受付番号 42 番については、建築条件付売買予定地を整備するものであります

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号 43 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、店舗・駐車場等を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会及び報告についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 52 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、11 番吉田好春委員、及び 14 番阿部昇委員が農業委員会に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめでに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【12 番 岡田邦弘委員】

12 番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 52 号については、経営規模拡大 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 53 号及び 55 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 56 号については、水田及び樹園地 として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 52 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 56 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10 番石山一穂委員】

10 番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 52 号については、経営規模拡大及び自作地相互の交換によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 53 号及び 55 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 56 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 20 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 21 号農地賃貸借契約の

合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第 52 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたしますが、その前に、11 番吉田好春委員、14 番阿部昇委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 52 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 52 号については、許可することに決しました。

11 番吉田好春委員及び、14 番阿部昇委員の復席を求めます。

11 番吉田好春委員及び、14 番阿部昇委員に申し上げます。ただいま、議第 52 号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 53 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 54 号、事業計画変更承認申請について、議第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 56 号、農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 53 号から議第 56 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 53 号から議第 56 号については、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 11 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員